江南広報

発行所　江南村役場
電話（21）—2302
発行人　杉田武喜
印刷所　秀英舎印刷

住民登録による人口のうごき
（42.4.1）

人口	7,655
男	3,801
女	3,854
世帯数	1,526

四月のメモ

一日　新会計年度
七日　世界保健デー
八日　花まつり
十一日　メートル法公布記念日
十五日　県議会議員一般選挙
二十日　遭信記念日
二十八日　村議会議員一般選挙
二十九日　天皇誕生日

臨時議会

新年度予算きまる

一般会計　九千百三万二千円

昭和四十二年度予算は、三月十三日から十七日までの五日間の会期により開催された江南村第二回臨時議会に提出され、一般会計をはじめ国民健康保険、簡易水道特別会計の予算が慎重に審議された結果、いずれも原案どおり可決されました。ここに新年度へ向っての村政運営の姿勢が明らかになりました。新年度予算は、総額一億二千六百余万円にのぼりますが、その概要をお知らせいたします。

昭和四十二年度江南村一般会計および国保特別会計、ならびに水道特別会計予算を編成するにあたり、その基本的な考え方、すなわち基本方針を次のように定めて編成しております。

【予算議会】

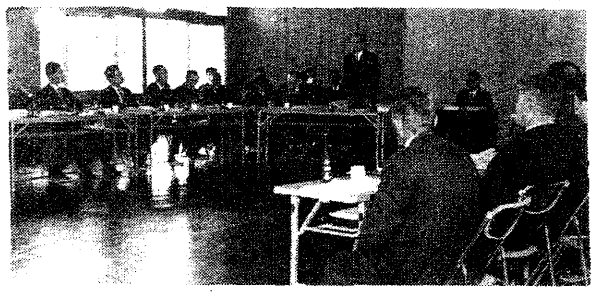

まず、あくまで健全財政を堅持するたてまえのもとに、地方自治法の本旨にのっとり、本村の立地条件を検討し、村民の福祉向上、および生活の安定を期し、真に地域社会全体の発展向上を図ることを目途として考慮をはらい、福祉江南村建設の前提としております。

しかし、国の予算の未了と、県予算がこれに関連して骨格予算的風格が強いので、本予算についても骨格予算編成の線におちつけ、次の諸点に重点を指向し、能率的な行政の確保を図ることといたしました。

一、産業の発展施策

農・畜・蚕の増産計画を遂行し所得増大を図る目的をもって、農業構造改善事業、山王用水関係、土地改良事業、病害虫防除計画の樹立実行。

二、人づくり

中・小学校、幼稚園などの教育拡充と社会教育を充実し、教育文化の向上を図り、地域社会発展に資する。

三、交通の確保

村内県道舗装工事を中心として村道の新設、改良事業の促進を図り、交通を確保する。

四、村民の福祉向上施策

民生の安定生活の向上を図るため、老人福祉事業、環境衛生改善事業、年金事業の拡充強化を策し生活の向上を図る。

以上四本の主柱を基として、本村の経済的、文化的基盤を拡充しいっそうの発達を期する考えです。

◎特記事項

1、荒川堤防下段の道路認定を促進し荒川沿岸にバスを運行する。

2、役場敷地内に母子健康センターを建設し村民保健の殿堂とする

3、板井地区圃場整備事業を前年度に引き続き施行し、陸稲地帯を水田化する。

4、国保において家族七割給付を引き続き実施し、村民の健康保持増進に努め、民生の安定に資するなお予算の概数については、別記の通りここに公表いたします。

国民健康保険特別会計

国民健康保険事業は、年ごとに制度改善され、住民の健康、福祉の向上がはかられております。

とくに、昭和四十二年一月一日より家族七割給付が実施されましたので、本年度はこれにともなう療養給付費が、前年度に比し五百八十四万円の増額で、この費用の総額は三千二百八十八万八千円となりました。

昭和42年度一般会計の予算　（単位千円）

歳入 区分	金額	歳出 区分	金額
税	27,855	議会費	5,880
税金	46,000	総務費	25,922
負担金	41	民生費	3,894
分担金	1,025	衛生費	7,781
使用料・手数料	1,997	農林水産業費	7,330
国庫支出金	5,199	商工費	662
県支出金	80	土木費	9,891
財産収入	30	消防費	2,407
寄附金	2,000	教育費	19,370
繰越金	605	公債費	7,641
諸収入	6,200	予備費	1
		公金支出	253
歳入合計	91,032	歳出合計	91,032

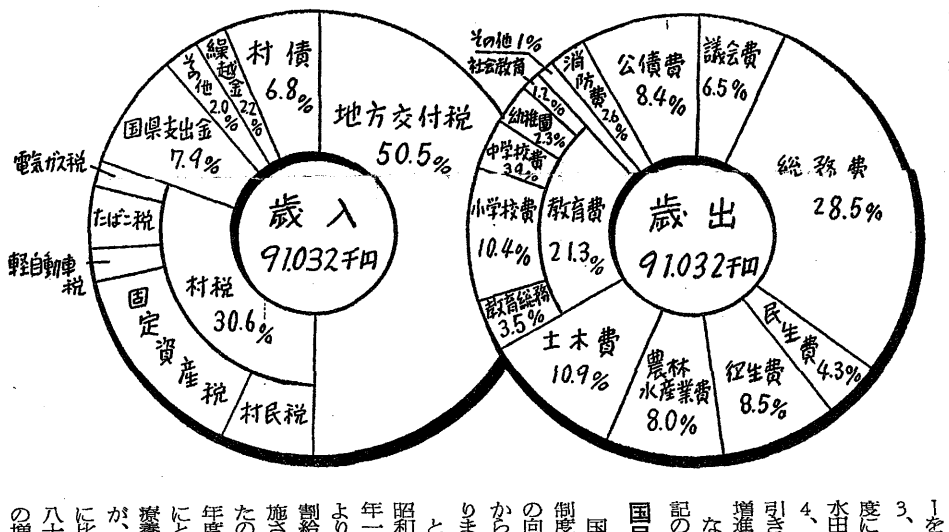

◎南部　簡易水道特別会計

歳入 区分	金額	歳出 区分	金額
分担金・負担金	290	簡易水道費	2,558
簡易水道収入	50	事業費	1,550
使用料・手数料	4,649	公債費	1,243
繰越金	500	予備費	149
諸収入	11		
歳入合計	5,500	歳出合計	5,500

◎北部

歳入 区分	金額	歳出 区分	金額
分担金・負担金	50	簡易水道費	615
簡易水道収入	20	事業費	710
使用料・手数料	1,905	公債費	995
繰越金	520	予備費	291
諸収入	16		
歳入合計	2,611	歳出合計	2,611

国民健康保険特別会計

歳入 区分	金額	歳出 区分	金額
国民健康保険税	10,500	総務費	2,913
国庫支出金	11,894	保険給付費	20,516
県支出金	32	保険施設費	1,904
財産収入	357	積立金	1,000
繰越金	4,398	公債費	7
その他	156	予備費	1,000
歳入合計	27,340	歳出合計	27,340

就任のあいさつ

議長　水野八郎

うららかな平和な春となりました。皆さん、お健やかにお暮しのこととお喜び申し上げます。

このたび江南村議会議長を仰せつけられましたが、もとよりその器ではありませんので責任の重大さに心を痛めております。

わたくしは幼い頃から、人と絶対争うな、笑顔で毎日を過せと父母に教えられ、それを守ってきました。議会議員に当選以来現在まで、総務委員長・産業委員長・副議長・財務委員など勤めさせて頂きましたが、いつも誠に不勉強でそのうえ誠と信じたる時は、いかなる者とも争うべしという信念と癖がありまして、議場において時には行き過ぎ、また曲解されましたことを、今さらながら深く反省しております。

六十越しての勉強とお笑いなさるでしょうが、この際懸命に勉強して誠心努力ご期待にそう覚悟でありますから、どうぞ皆さん、ご遠慮なくいろいろの鼻竿をつけてじゅうぶんお引き廻しくださいますよう、せつにお願い申し上げます。

助役就任のあいさつ

茂木秋広

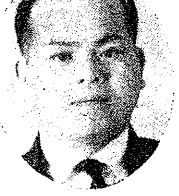

今回、本村議会一月定例会において助役に選任され、三月一日就任いたしました。もとより浅学非才微力ではありますが、命を受けた以上は全力をあげて職務に恵念する覚悟です。

助役就任にあたり

一、村の発展、住民の福祉の向上のための施策に対しては、勇気と信念をもってあたりたいと思います。四十二年度の村長の施政方針で示されている産業の振興、住民福祉の向上、教育行政の充実、道路の改良整備など、これらの事業施策を着実に実行してゆきたいと思います。

とくに、四十一年度より実施されている山王用水土地改良区基盤整備事業、四十二年度実施予定されている農業構造改善事業は、農業の近代化による農業所得の増大労働生産性の向上、他産業との所得格差の是正など本村農業の使命を決する重要な事業なので、村長とともに村民の協力を得て強力に推進実行して行きたいと思います

一、職員の融和をはかり、住民へのサービスの向上を

明るい平和な村づくりの根本はよりよき人間関係の確立、いいかえれば人と人との結びつき、人の和にあると思います。

とくに村行政の中心であり、村民の関心的である役場において庁内の人間関係が円滑を欠くような状態では各課の横の連絡もことく欠き、他の課ではどんな仕事をしているかわからず、住民に対して迷惑をかけることになるので、住民サービスを最大の目的とする自治行政の面からも、職員の融和が強く要請されるものです。

今回、役場の人事体制も確立いたしたので、今後は各課との横の連絡を密にし、職員の意見はじゅうぶん聞き入れ円満な人事管理を行ない、事務能率の向上に努めるとともに、住民に対しては（とくに窓口事務）笑顔で親切、ていねいに、公僕としての責務をじゅんぶん果して行きたいと思います。

以上わたくしの考え方を申し述べたのですが、これを実施するにあたっては、就任日も浅く微力ですので、みなさんの格別なるご指導ご協力をお願いいたします。

あいさつ　収入役　笠原近

今回、はからずも収入役に選任されましたことは、まことに感激に堪えない次第です。

しかしながら、浅学非才のわたくしが、はたしてこの重大なる任務に対し、皆さんのご期待にそい得るやいなや、衷心恐れるものです。しかし、就任いたしましたからには、誠心誠意全力をあげて努力いたす覚悟です。

ぜひとも皆さんの絶大なるご指導とご援助を賜わりたく、お願い申し上げて就任のごあいさつといたします。

議会だより

第一回臨時会　（一月十八日）

◎昭和四十年度一般会計決算の認定

決算については、広報第四十一号ですでにお知らせいたしましたが、昭和四十一年九月三十日の議会で保留されておりましたものを再提出し、認定されたものです。

◎山王用水土地改良区、板井地内基盤整備事業の実施

第一回定例会　（二月二十四日）

◎役場課室設置条例の一部改正

◎一般職職員の給与に関する条例の一部改正

人事院の勧告にもとづいて国家公務員の給与が引き上げられたのと同様に、勧告にしたがって村の職員の給与が引き上げられました

◎教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部改正

一般職の給与改定にともなって改定されたものです

◎昭和四十一年度一般会計補正予算

職員給与の引き上げに要する費用として配分された交付税と、臨時特例交付金衆議院議員選挙費委託金を財源として百九十五万九千円を追加し、職員の給与改定、有線放送設備に対する補助金、および板井地内基盤整備塩・小江川・樋春の池・沼の改修費補助金などにあてるものです。

◎国民健康保険特別会計補正予算

一般会計と同様職員の給与改定と、加入者の療養給付費として百四十四万四千円を追加、総額一千九十七万九千円となったものです。

◎簡易水道特別会計補正予算

職員の給与改定と水道工事費にあてるもので、南部会計では二十九万円を追加し総額六百四十六万五千円、北部会計では十八万円を追加して総額四百十九万四千円となったものです。

◎助役の選任

江南村大字樋春、茂木秋広氏を助役に選任、地方自治法の規定によって議会の同意を得たものです。

◎収入役の選任

江南村大字押切の笠原近氏を収入役に選任し、議会の同意を得たものです。

第二回臨時会　（三月十三日）

◎議長の選任

前議長の茂木秋広氏が助役に選任されたため、空席となりましたので、新議長として水野八郎氏が選任されました。

◎議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

◎教育委員会委員報酬及び費用弁償条例の一部改正

◎各種委員会の委員構成員の報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正

◎消防団条例の一部改正

以上四議案とも、報酬、手当について若干の引き上げを行なったものです。

◎国民健康保険税条例の一部改正

昭和四十二年度から、保険税の納期が次のように変わりました。

第一期　四月　第四期　十月
第二期　六月　第五期　十二月
第三期　八月　第六期　一月

◎一般会計補正予算

小型ダンプ購入費、板井地内基盤整備補助金、県道舗装工事地元負担金にあてるため、百五十一万六千円を追加し、総額九千九百十六万九千円となりました。

◎指定代理金融機関を指定

第三回臨時会　（三月二十九日）

◎特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正

長いあいだすえ置きになっておりました特別職の職員の給与を、若干引き上げたものです。

◎江南村職員定数条例を改正

村長の事務部局、議会、選挙管理委員会、農業委員会、教育委員会の事務局および教育委員会の所管に属する学校の職員の定数は、村条例で定めなければならないことになっておりますので、関係法令にもとづいて趣旨を明確にするための改正を行なったものです。

◎議会委員会条例を改正する条例

◎議会会議規則の制定

標準会議規則にそったものです。

地方選挙はあなたが主役

統一地方選挙

県議会議員投票日　四月十五日
村議会議員投票日　四月二十八日

このたびの県議会議員選挙は、三月三十一日告示、四月十五日投票、村議会議員選挙は四月一日告示四月二十八日投票日ときまりました。

わたくしたちのもっとも身近かな選挙ですので、有権者の関心もそれだけたかく、選挙運動をなさる人も多いことと思われますが、選挙法などに定められている事項を守り、明るく正しい選挙ができますことをお願いいたします。

また、たいせつな一票をむだにすることのないよう、投票当日、投票所まで行けないかたのために不在者投票のできる事項をお知らせいたします。

不在者投票

1、選挙人が江南村以外（選挙に関係のある職務に従事している人はその投票区の区域外）で職務または業務に従事しているとき。

2、選挙人がやむを得ない用務または事故のため、江南村以外の場所に旅行または滞在中であるとき

3、選挙人が疾病、負傷、姙娠、老衰、不具もしくは産じょくのため歩行がいちじるしく困難なとき

4、交通不便の島、その他の地に命令によって居住または滞在中のとき。

5、選挙人が、江南村の属する、県議会議員の選挙区の区域外で、埼玉県内に居住中のとき。

以上ですが、いずれも証明書をもって不在者投票所（役場）まできていただかなければなりませんが、くわしくは、選挙管理委員会におたずねください。

有線番号　三〇四二番です。

話しあい学習
「明るく正しい選挙」を推進

わたくしたちは皆それぞれに、豊かで明るく、生きがいのある生活を望んでおります。それは大変むずかしいようですが、よく考えてみますと、わたくしたちの日常生活で、いつも話しあうという生活態度を身につけることによって生まれます。

わたくしたちの家庭をみても、家族の人がよく話しあい、何のわだかまりもなく生活することによって明るい家庭があり、生きがいのある生活が築かれるのです。

これはわたくしたちの家庭ばかりではありません。社会生活においても、あるいは国の政治においても同様であり、政治のもとである選挙においてもいえることです。

見にくい選挙が行なわれても、ただ黙っているだけではなんにもなりません。みんなで話しあったこそ自然と解決できるというものです。

そこで、村でも明るく正しい選挙をおし進めるために、各字グループに別れ、婦人会を中心に話しあい学習が開かれましたが、全体の内容はつぎのようでした。

まず、じゅうぶんにわたくしたちを代表してくれる人を選ぶということがたいせつなことになってきた。しかし、その代表を選ぶ選挙はいろいろ問題がある。一番大事なことは、わたくしたちが物や金にまどわされないりっぱな選挙民になるということです。わたくしたちは清らかな公明選挙のにない手であるから、選挙の公示があってからあわてて公報をみて人物をきめるというような、まにあわせ的な態度でなく、つね日ごろから政治のありかたに関心をもち、候補者の人格、政見などをよく研究し、だれにも恥じない、また自分で悔いのない投票をしたいものです。

◆この一票が、わたくしたちの生活にどのようなつながりをもつかもう一度考えよう。

◆「つきあい投票」や「情実投票」をやめて、ほんとうに自分の思った人に投票しよう。

◆品物などの提供や、飲み食いの義理づきあいは、勇気をもってことわろう。

◆「だれに投票したかわかる。」という人もあるが、そのようなことは絶対にない。法律もまた投票の秘密を保障していることを理解しよう。

（明るく正しい選挙の話しあい）

水道工事・修理は指定業者店に

水道の使用に当たりましては、毎度ご協力賜わりありがとうございます。ご利用いただく皆さんにご迷惑のかからぬよう、きれいな豊富な水が給水できるよう、また停電時にも、内燃機関の運転により断水・減水の防止に努力はいたしておりますが、小規模水道のためバイパス線がありませんので、本管の故障がありますと断水し、ご迷惑をおかけすることになり申しわけありません。

さる三月一日より業務の改正により、今まで村で行なっておりました工事、修理など、いっさい村の指定する工事店に委託いたしました。

この委託の制度は、他の市町村におきましては事業開始の時より行なっていることであり、村では今まで事業安定までの方法として行なっておりましたが、建設以来年月もたち、いちおう安定をみましたので、正常な事業運営に移行するためこの委託に変更いたしました。

今後工事、修理などは下記の指定工事店へ直接お申し込みくだされば、書類の作製から工事まで、いっさいご迷惑のないよう処理いたしますから、ご安心のうえご利用をお願い申し上げます。

工事費、修理費などについては村の規定により定めた単価で計算いたしますので、今までとかわりありません。この指定工事店以外の業者による工事などはいっさい認めておりませんので、一店に限りお申し付けください。

また、直接水道課へ申込まれた場合は、業者の方へお取り次ぎいたします。

工事等につきお気付きの点は水道課まで申し出てください。

指定工事店は次の二店です。

大字柴
加藤ポンプ店
有線　三四一五番

大字御正新田大坂
高清産業KK
電話（二一）三三四七番
有線　二九六三番

この工事店名、貼っておいていただくと便利です。

農地の売買に注意
耕作しない農地は違法

最近、農地を買い受けたかたでその土地を耕作せず、荒地同様の状態で放任しているものが、あちこちで見受けられます。

農地を農地として取得する場合それはあくまでも、耕作をするということを前提に知事が許可しているものです。

ですから、許可の条件として、「取得者が取得した農地について耕作の事業を行なわない場合には許可を取り消すことがある」ということが付けられております。

ただ単に投資を目的としたものや、耕作する意志のないものに対しての売買は、法でかたく禁じられているばかりでなく、農地利用上からも、決して好ましいのではありません。

村の発展にともない、今このような傾向がふえることも想されますので、これらの違法行為を未然に防ぐため、皆さんの協力をお願いいたします。

国保運営委員新任される

国民健康保険に加入している皆さんの代表として、本村国民健康保険の発展と福祉向上のため、いろいろとご尽力くださった運営委員が任期満了となり、一月二日をもってつぎのかたがたが、新しい運営委員として委嘱されました。

今後とも国民健康保険に対するご不審、ご不明などがありましたら、各字の運営委員に申し出てください。

運営委員（敬称略）

委員長　柴　益次郎
副委員長　福島芳雄
委員　牛山常一　福田秀文
塚田永憲　岡田丑郎
福田秀治　岡部武
小林忠一　小林正
持田福太郎　中村丑三
馬場幹一　飯島晴治
持田良作　吉田文香
水野丈助　小川博久

農業構造改善事業

この事業については前号でもお知らせいたしましたが、現在の農業は他産業より立ちおくれておるので、他産業なみの水準に近づけるために農業の機構を改善し、農業所得の伸長をはかるのが目的です。

先般各地区においてこの事業に対する座談会を開催し、皆さんから希望された事業計画を代表者より提出願い、三月二十四日再度にわたり構造改善推進委員会を開催し、いろいろ検討した結果、今後は村と協議会が中心となり構造改善事業の計画を進めてまいります。

ついては早急に協議会を開催して、各地区の実情にそった計画を樹立し、事業の実施に万全を期してまいります。

教員異動発令される

四月一日付をもって、小学校、中学校の先生の異動がありました本村の学校関係者は次のとおりです。

江南南小学校
教諭　宇治川正志　奈良小へ
〃　植野幸男　熊東小へ
北小より　教諭　吉田政行
市田小より　〃　橋本松枝
尚賢田先生は長期研修生として一年間学芸大学で研修することになりました。その間は谷口明広先生が就職されます

江南北小学校
教諭　吉田政行　江南南小へ
〃　橋本太希　川本南小へ
川本南小より　教諭長島つる

江南中学校
校長　村田茂雄　花園小長へ
教諭　志村智子　大原中へ
助教　谷口明広　退職
大里教育事務所指導課長より
校長　小沢八郎

建築工事には申請を

近ごろ産業、文化の発達にともない、工場、家屋の新築、改築がめだってまいりました。

次にかかげる工事をされる場合には、建築確認申請をして建築主事の確認を受けなければならないことになっておりますから、必らず申請書を提出してください。

1、学校、病院、診療所、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、百貨店、マーケット、公衆浴場、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎または自動車車庫に用いる特殊建物で、その床面積の合計が百平方㍍をこえるもの。

2、木造の建物で三階以上のものまたは延べ面積が五百平方㍍をこえるもの。

3、木造以外の建物で二階以上のものまたは、延べ面積が二百平方㍍をこえるもの。

4、一般家屋の建築および、取りこわしをしようとする場合、その床面積が十平方㍍以上であるとき（この場合には建築工事届を）

これらの建築物を建築しようとする場合には、工事に着手する前に必らず届け出てください。

福祉年金
一年間の支給をきめる定時所得状況届を

昭和四十三年一月分から、みなさんに支給される福祉年金の額が増額され、また、定時所得状況届に必要な所得制限の額がつぎのように引き上げられる予定です。

年金額の増額と所得制限額の引き上げ

◎福祉年金額（　）内は現行
老令福祉年金　一九、二〇〇円（一八、〇〇〇円）
障害福祉年金　三〇、〇〇〇円（二六、四〇〇円）
母子福祉年金　一四、〇〇〇円（一〇、四〇〇円）

◎所得制限額
本人　二四〇、〇〇〇円（昨年どおり）
扶養義務者（扶養親族五人の場合）　約八一〇、〇〇〇円（七〇〇、〇〇〇円）

なお、くわしいことは役場の厚生課にご相談ください。

定時所得状況届というのは、老令、障害、母子など福祉年金を受けておられるかた、および受ける権利があっても、本人または扶養義務者などの所得制限によって支給を停止されているかたが、昭和四十二年五月から昭和四十三年四月までの一年間、支給されるかどうかを決めるたいせつな届けです。

五月分の年金を取り取ったら必らず役場の厚生課まで年金証書（手帳）と印かんを持参して届け出てください。

なお本年は、五月六日（午前中のみ）、八日・九日の三日間小原郵便局まで係りが出張する予定ですから、なるべくその日にすませてください。

春先多い子どもの病気
おたふくかぜと、はしか

春先から初夏にかけて、おたふくかぜやはしかにかかるお子さんが多いようです。

おたふくかぜは、伝染病で、流行性耳下せん炎のことです。病源体は一種のヴィルスだそうです。

この病気の特徴は

①耳の下部がはれていたむ。

②熱がでる。

などの症状があるということです。

かかったら、伝染病ですから、こどもが大勢集まる場所には出さないようにしたいものです。菌が病人の耳下せんにひそんでいて、つばきといっしょに外へ出るといわれています。

はしかもこの季節にかかりやすい病気の一つだそうです。

症状としては……

①バラ色やこげ茶色のような発しんができ、急に三七、九度の熱がでる。

②頭痛がしたり、食欲がなくなったり、ふきげんになって、ぐずり出す。

③目が充血して結膜炎をおこすこともあり、涙がでてめやにが出ることもある。

④のどが赤くはれ、せきやくしゃみ、はなじるがでるときもあるということです。

こんな場合は、ほっておかずにすぐお医者さんにみてもらってください。

はしかそのものは、さしてこわい病気ではありませんが、肺炎などを併発することが多く、死亡するおそれもあるということです。

またことしから、はしかの予防接種もできるようになりましたがこの注射は勧奨接種ですから、役場では行ないません。お医者さんが行なっておりますので申し添えます。

以上概略を述べましたが、これらの病気にかぎらず、おかしいと思ったら、しろうと診断は危険ですから、すぐお医者さんに相談することが先決です。

電話を活用しよう
正しい使い方がたいせつ

〝走り回らずダイヤル回せ〟

生活のすべてがスピード化し、人手不足や交通難というこのごろです。電話を百パーセント活用して仕事の能率をあげるようにしたいものです。とくにこの春、晴れて社会人としてスタートするみなさんにとって、電話の使い方のよしあしは、毎日の仕事に大きな影響をあたえ、ひいては職場での評価を決める事にもなりかねません。

そこで、次に電話の正しいかけ方、受け方のイロハを……。

◎電話のかけ方

（イ）受話器をあげたら、発信音を確かめてからダイヤルする。

（ロ）相手の電話番号は、必ずメモや番号簿を見て、正確にダイヤルする。

（ハ）電話のラッシュアワーは、午前十時と午後四時ごろ、有線放送電話では午後五時すぎということですから、できるだけこの時間を避けるのが上手な利用方法というわけです。

（二）相手がお話し中のときは、ついイライラしがちになりますがこんな時は、なんべんダイヤルしてもつながらないもの。三分ぐらい待ってからかけなおすのが得策

（ホ）相手が出たら、まず自分の名前（会社名）を伝え、次に用件を話すのがエチケット。

（ヘ）なによりも、相手の立場を考えてかけること。

◎電話の受け方

（イ）ベルがなったらすぐ出ること。

（ロ）受話器をとったら、すぐ会社名や自分の名前をいうこと。なにかのつごうで受話器をとるのが遅れたら「お待たせしました、〇〇です」ということばをそえる。

（ハ）相手の話をよく聞き、必要なところはもう一度確認して、生半可な受け方をしない。

（二）相手はみえないのだから、ことばはハッキリとていねいに。むずかしいことばや略語は誤解を招きやすいものです。